



青勞発基第296号
平成22年11月29日

社団法人青森県建設業協会長 殿

青森労働局長



建設工事における労働災害防止対策の徹底について（要請）

労働災害防止につきましては、日頃から御尽力いただき厚く御礼申し上げます。
さて、当局では、建設工事業における労働災害防止を図るため、本年7月から9月までを建設現場監督指導強化期間として、県内6労働基準監督署において、各管内の建設現場を対象とした集中的な監督指導を実施したところ、68現場・141事業者において労働安全衛生法違反が認められ、そのうち、14事業者に対しては立入禁止命令等の行政処分を行ったところです。

法違反の内容としては、元方事業者の措置に関するものが最も多く（50現場）、次いで、墜落防止措置に関するもの（26現場）、車両系建設機械（22現場）、通路・足場に関するもの（21現場）等が多くなっています。（別添参照）

つきましては、上記の状況を御理解の上、労働災害防止対策の一層の徹底が図られるよう、貴団体等の会員事業場に対し、特に下記事項について御指導方よろしくお願いいたします。

記

1 元方事業者がとるべき措置について

建設工事現場における元方事業者は、下請負事業者の違反行為防止のための指導、協議組織の設置・運営、作業場所の巡視、下請負事業者に対して適正な構造の足場等仮設物を使用させることなどの措置を講じること。

2 車両系建設機械について

車両系建設機械の使用に当たっては、作業計画の策定と同計画に基づく作業励行、機械への接触防止、主たる用途以外の使用禁止、機械の定期自主検査等



を実施することなどの措置を講じること。

3 通路・足場について

建設工事現場において安全な通路を確保すること。

また、足場の使用に当たっては、適正な作業床・手すり、控え等を設置することなどの措置を講じること。

4 墜落防止措置について

高所における作業に当たっては、足場等作業床、防網（ネット）、囲い・手すり等の設置、安全带（命綱）の使用、昇降設備の設置、適正なはしご・脚立を使用することなどの措置を講じること。

5 危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）等の実施について

店社や元方と連携の上、工事現場における危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスクの低減措置の検討等を行い、その結果により安全対策を実施する「危険性又は有害性等の調査等」を実施すること。

1 中小建設工事現場

(1) 監督実施状況

		監督実施 現場数	違反 現場数	現場違反率	違反事業場数		
					使用停止命令等事業場数		
					合計	元請	下請
全体		86	68	79.1%	141	64	77
内訳	土木	43	33	76.7%	14	6	8
	建築	43	35	81.4%	55	32	23
					4	2	2
					86	32	54
					10	4	6

(2) 主な違反内容

項目	内容	違反現場数		
		合計	土木	建築
元請事業者	<ul style="list-style-type: none"> 元方事業者の講ずべき措置 協議組織の開催、関係請負人との連絡・調整、作業場の巡視 作業床、架設通路、足場、作業構台等に係る措置等 	50	19	31
車両系建設機械	<ul style="list-style-type: none"> 作業計画の策定 作業者との接触防止に係る措置 運転位置離脱時の措置 主たる用途以外の使用制限 定期自主検査等 	22	17	5
墜落防止措置	<ul style="list-style-type: none"> 高さ2m以上の作業箇所への作業床の設置等 高さ2m以上の作業床の端、開口部等への囲い等の設置 移動はしごの構造 脚立の構造 保護帽の着用 	26	11	15
通路・足場	<ul style="list-style-type: none"> 作業場の通路に係る措置 足場の作業床の構造 鋼管足場の措置等 足場の点検 	21	4	17